

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局
【提出日】	2026年 3 月26日
【会社名】	株式会社グラッドキューブ
【英訳名】	GLAD CUBE Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 金島 弘樹
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目 4 番 7 号
【電話番号】	0 6 - 6 1 0 5 - 0 3 1 5（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 CFO 財部 友希
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市中央区瓦町二丁目 4 番 7 号
【電話番号】	0 6 - 6 1 0 5 - 0 3 1 5（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役 CFO 財部 友希
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

当社は、2026年3月25日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

銘柄 株式会社グラッドキューブ 第10回新株予約権 新株予約権の内容

(1) 発行数

6,456個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式645,600株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、20円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 発行価額の総額

313,890,720円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金486円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、2027年1月1日から2037年12月31日までとする。ただし、権利行使の最終日が当社の休日に当たる場合にはその前営業日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、以下の(ア)及び(イ)の条件をいずれも達成した場合に限り、割り当てられた本新株予約権の数の50%を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(ア) 2027年1月1日から2027年12月31日までの期間において、金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値に、当該終値が付された日における当社の発行済株式総数（当社が保有する自己株式数を除く。）を乗じて算出される金額（以下「時価総額」という。）が、合計して5営業日以上、300億円以上となったこと。

(イ) 2027年12月期または2028年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が5億円以上となったこと。

新株予約権者は、以下の(ア)及び(イ)の条件をいずれも達成した場合に、割り当てられた本新株予約権の数の50%（上記と合計して100%）を限度として、本新株予約権を行使することができる。

(ア) 2028年1月1日から2028年12月31日までの期間において、時価総額が、合計して5営業日以上、400億円以上となったこと。

(イ) 2028年12月期または2029年12月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された営業利益が7億円以上となったこと。

上記及びの営業利益に関する条件達成の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により、当該数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、その法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を所得すると定められた1名に限る。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、本新株予約権の行使を行うことはできない。

(ア) 拘禁刑に処せられた場合

(イ) 当社もしくは当社子会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または当社もしくは当社子会社に対する背信行為があった場合

(ウ) 当社の書面による承諾を得ることなく、他社の役員、従業員等になった場合

(エ) 当社または当社子会社に対して損害をもたらした場合、その他取締役会が権利行使を認めることが相当でないと認めた場合

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 1名 6,456個(645,600株)

勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以 上